

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について  
(令和2年4月7日開催)

## 1 委員

猪口 正孝	東京都医師会 副会長
太田 智之	みずほ総合研究所 経済調査部長
大曲 貴夫	国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子	紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎	東京医科大学病院 渡航者医療センター教授

## 2 議事

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条1項に基づく外出自粛要請を実施することについて

## 3 審議会の意見等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条1項に基づく外出自粛要請を実施することは適当である。

(猪口委員)

・人の接触を80%減らすことができれば、短期勝負で克服できると言われている。なるべくこれに近づける作戦がよい。

(太田委員)

・社会的隔離の実効性については、都民の意識もさることながら、事業者側の取組が大事になり、今般の発表でどれだけ危機感を共有できるかがポイントになるだろう。物資の円滑な流通体制維持の可否について懸念される。

都民に冷静な判断を呼びかける上でも、円滑な流通体制を維持する強い姿勢(メッセージ)が必要不可欠と思われる。流通に関しては、モノの手配だけではなくヒトへの目配りも欠かせない。

自粛要請の効果を見極めることの実効性や感染拡大防止の緊急性、また都民の認知状況に鑑みれば、即座に使用制限に踏み切ったほうがトータルで見た効用が大きいと考える。

(大曲委員)

・既に知事から外出自粛要請は出されているにもかかわらず、飲食店での宴会での

集団発生が相次いだ。外出自粛要請だけでは効果が不十分であるため、今こそクラスターの発生源となり得る施設の使用制限等が必要である。即刻施設の使用制限等を行すべきである。

(紙子委員)

・対象施設に不明確性がある。内訳の具体性を高め、啓発効果を高める必要がある。規制対象は明確にすべきである。

外出自粛の措置後の効果を踏まえる方式は、施設に対する私権制約に対して、抑制的で望ましくはある。二段階の措置を取るならば、その効果発揮のためにも、都民の外出行動の基準（外出を控えるべき範囲）を明確にすべきであり、そのためには、休業を要請されうる施設が、具体的にイメージできる形で、示されることが望ましい。

(濱田委員)

・外出自粛の後に施設閉鎖などの措置をすることは、経済的影響を考えると理解できる。しかし、東京都での感染拡大状況を考えると同時に進めないと拡大阻止には間に合わないと考える。よって、同時進行すべきと考える。